

# 「三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画(中間案)」の 意見募集に寄せられた結果の概要

## 1 パブリックコメントの結果と対応

平成24年6月29日から7月30日までの間、計画(中間案)について意見募集を行ったところ、10件(1企業、1団体)の意見をいただき、このうち5件の意見を計画に反映しました。

(意見に対する対応)

計画案に反映するもの	今後対応を検討するもの	その他(質問等)	合計
5件	2件	3件	10件

## 2 パブリックコメントの主な内容

### ア 計画案に反映するもの(5件)

・計画案の用語解説の修正や実施主体の追加修正等について意見をいただきましたので整理しました。

### イ 今後対応を検討するもの(2件)

意見者	意見概要	意見に対する県の考え方 (第5回幹事会での回答)
企業	<p>・対策地域は、23号等の幹線道路に他府県からの流入車両が多い。県内対策地域の事業者への規制強化だけでなく、関東、関西の都府県、及び愛知県が実施している条例等による「流入車両(通過車両)」の規制強化を行い、排出基準に適合しない車両には、乗入れ規制等の対策が必要。</p> <p>・伊勢湾岸自動車道の利用者への規制強化又は通過車両の誘導策。</p> <p>①三重県の通過車を対象にした乗入れ規制(排出規制の強化)</p> <p>②みえ川越ICを降り、23号を利用する通過車に対して高速利用を促進。</p>	<p>・窒素酸化物の排出量の多い普通貨物車などの大型車で、対策地域外から流入してくる排出基準非適合車の窒素酸化物排出量の割合は、対策地域を走行している全大型車の排出量の2割程度を占めています。</p> <p>しかしながら、対策地域外からの排出基準非適合車に対しては、これまで効果的な対策を講じてこなかったことから、ご指摘のとおり、対策地域の大気環境改善を図るため流入車対策が必要と考えており、今年度、三重県流入車対策検討会議を設置し、関係機関等の意見を聞きながら具体的な流入車対策を検討していく予定です。</p>

